

## 第7章 明治期における食品安全制度の概要—食肉政策を中心として—

堀越 孝良

### 1. はじめに

本稿では、明治期における食品の安全性に関する法制度を概観することを目的とする。ここでいう食品の安全性には、食料の量、カロリー、または栄養面での充足の問題は含まない。人類は長く食料の量的不足に悩まされてきたところであり、地球的視野で見れば現に餓えに苦しんでいる人口は多く、世界の栄養不足人口は約8億人と推計されていることは周知のとおりである。すなわち、食品の安全性の問題を検討するに当たっては、地球規模で考えれば本来、食料の量、カロリー、または栄養面での充足の問題をないがしろにすることはできない。にもかかわらず、本研究で食料の量、カロリー、または栄養面での充足の問題を扱わないのは、目下のわが国における食料に関する最大の問題が、BSE にみするような食料の品質に係わる安全性にあるからである。

いうまでもなく2001年9月以来、多くの国民がBSEの発生に大きな不安を抱き、政府は改定発足した中央省庁に食品安全委員会を設置し、農林水産省は「消費者に軸足を移した農政」への転換を標榜した。本稿は、こうした事態を受けて、明治期における食品安全に係わる制度を概観し、食品安全委員会等における食品安全行政推進に資することを目的としている。

本稿では、食料の品質に係わる安全性の問題を法制度面から取り上げる。法制度は広義の政策であるから、本稿は食料の品質に係わる安全性の政策を取り上げることになる。法制度面から取り上げるのは、食料安全政策は主として法制度による規制という形で行われているからである。もちろんこれからの食品安全行政の推進に資するためには、現在の食品安全行政の抱える問題を把握し、それを評価する必要がある。そうではあるが、現在の食品安全政策も過去との係わりの中で営まれており、過去の制度政策のありようを振り返っておくことも必要だと考える。特に、政策の大きな転換期には、政策の根幹である制度そのものの成り立ちを振り返っておくことが有意義であると考え。本稿は、制度そのものの成り立ちを振り返る一環として、まず明治期に焦点を当てて制度の概要を資料として整理したい。現行制度については、稿を改めて食肉衛生のための制度の考察を行う際に、必要に応じて紹介することとしたい。

食品安全行政に関する問題は、現在の厚生労働省と農林水産省の両省に係る問題が多い。農林水産省が所管する食品という物が介在する問題であり、他方、厚生労働省が所管する衛生という事柄に関する問題だからである。特に畜産物・食肉に関しては、人畜共通感染症が多いこと、流通のポイントであると畜場等が厚生労働省の所管であることから、問題が輻輳する懸念が持たれていた。

本稿では、食品安全制度のうち食肉政策を中心として取り上げる。今回問題になった BSE が食肉に関して発生したからである。なお、本稿では明治期を 3 期に区分して述べるが、便宜上のもので特段の意味があるわけではない。また、本稿は、研究の途中段階における資料整理であることをお断り申し上げたい。さらに、稿末には別紙 1 として食品衛生または畜産関係法令の変遷の概要を年表風に整理しておいたので参考にされたい。

## 2. 明治初期の動向

### (1) 屠場に関する規制

江戸時代以前においては、仏教の殺生の禁止思想などから、牛馬の肉食はほとんど行われなかったが、鳥や兔の肉は食べていた。また、彦根藩は毎年将軍家へ牛肉を献上し、藩営屠畜を行っていた。

肉食が行われることによって最初に問題となるのは、悪臭のようである。『横浜市史第 2 巻』(829 ページ)によると、1864 年(元治元年)当時横浜には居留民(イギリス、アメリカ、フランス、スイス、オランダ)経営の屠場が 5,6 カ所存在していた。問題になったのは、臓物等の廃棄や洗浄による悪臭であった。この年、5 カ国の領事が集まって領事団会議が開催され、屠場の廃物処分方法について話し合いが持たれた。結局、領事団は幕府に申し入れを行い、公設屠場が設けられた。なお、裁判管轄の問題から、公設屠場に 4 カ国の経営者による屠場が併設されるという形になった。公設屠場またはその併設屠場であっても、相互監視等による責任ある廃物処理が期待できたのであろう。公設屠場の設置目的は責任ある廃物処理による悪臭の防止であったのである。

なお、東京に屠場が開設されたのは、慶応 3 年(1867 年)であり、芝白金に最初の屠場が開設され、翌 1868 年には牛鍋屋が開業している(『畜産発達史』1,609 ページ以下)。

政府の法令としては、明治 4 年 8 月に大蔵省から「屠場ノ儀ハ人家懸隔ノ地ニ取設ケ病牛死牛トモ不賣 齷<sup>ばいしやく</sup>様嚴重取締可申」とし、屠場開設の場所を取調の上、「屠牛場」の鑑札を出すべきこと、鑑札を出したときは大蔵省に届け出るべきことを通知している。また、牝牛は繁殖の基本であるので屠殺しないよう取り締まるべきこと(ただし、12,3 歳以上で孕み牛になりがたい分については例外とすること)等を申し渡している。屠場は人家懸隔ノ地に設けるべしとの指示の理由は明確でないが、悪臭の問題と穢れの問題(のびしょうじ、20 ページ等)とが考えられる。長野県や熊本県では、屠場は人家から 2 丁以上離すことを条件としていた。長野県では周囲を板塀で囲うことを求めている<sup>(1)</sup>。

明治 5 年(1872 年)4 月 25 日には太政官布告で、僧侶の肉食について勝手に為すべき事と通知されるが、政教分離が行われていなかった証拠としての意味を持つだけで、近代国家の法令として、あるいは僧侶の戒律として、意味のある法令ではない。肉食が急速に普及したのは、明治 5 年に天皇自身が牛肉を試食し、以後肉食をすること決めてからだという(桜井厚ほか、24 ページ)。

明治 4 年の大蔵省達に基づき東京府が明治 6 年に設けた屠牛または賣肉に関する「規則」

では、屠牛場所を浅草新谷町および麻布今里村に限定したほか、屋外での屠殺、外国人に場所を借りての密殺が禁止された。また、屠牛商人はこの二カ所の屠牛会社に結社することが求められた。なお、賣肉商人も区ごとに会社に結社することが求められた（区によっては 2,3 社が認められた）が、賣肉会社の社長（頭取）は屠牛商人を兼ねている者から選任することが求められた（『東京市史稿市街篇第 55』606 ページ以下）。屠牛と賣肉は密接不可分のものとして扱われていた。

## （２）家畜取引等に関する規制

明治政府になって法令上畜産が最初に取り上げられたのは、牛馬の売買に関してであった。まず、明治 2 年 2 月には行政官からの布告で、関八州および豆州で牛馬を渡世とする者に鑑札を受けるべきこと、および鑑札 1 枚につき永 750 文を会計官付の御馬方に納めるべきことを命じている<sup>(2)</sup>。この行政官布告では、牛馬の生育の方針と外国人への牛馬売買の取締を制定理由にしている。

次いで、明治 3 年 3 月 14 日、民部省<sup>(3)</sup>から、牛馬売買を渡世にする者に不埒の取扱いをする者がいるので、鑑札制にすること、鑑札は雛形に従って地方官が出し、地方官はその名前と番号を通商司に届出すべきこと、また、鑑札一枚に冥加金三分を毎年取り立て、六月までに通商司に納めるべきことを通知している<sup>(4)</sup>。

また、明治 4 年 12 月には、鑑札の権限が大蔵省勸農寮に移ったこと、牛馬売買を渡世にする者の人数を翌年 2 月を期限として各地方が届出るべきこと、冥加金<sup>(5)</sup>は 1 年 1 圓とすること等を通知している。

さらに、明治 5 年 11 月には大蔵省が次の規則を定め、牛馬売買を渡世にする者についての免許の与え方の手続き等を定め、通知している（当初、全 8 条）。すなわち、牛馬売買渡世ノ者を取り調べ、鑑札を渡すべきことを定め、鑑札 1 枚で 1 鼻綱（1 鼻綱で牛馬とも 7 疋まで所持可能）ととすること（鑑札 2 枚以上も可）、税金を鑑札 1 枚につき 1 年 1 圓とすること等を定めている<sup>(6)</sup>。この通知では、「税金」という用語を使用し、無鑑札で売買した者はその牛馬を取り上げ、免許税の 10 倍の科料を科すとしている。

明治 6 年（1873 年）5 月 15 日付けの太政官布告（第 163 号）では、最近牛豚類の牧畜が盛に行われているが、温暑の頃になるとその臭気が人身の健康を害するのみならず、獣類の伝染病流行が人の傷害を引き起こすので、これからは三府（東京、京都、大阪）の区内は勿論、一般の各地でも人家稠密の場所<sup>かんよう</sup>で豢養することを堅く禁止する。上記区域内で従来から営業する者は、布令到達の日から 35 日以内に郊外の適宜の場所に立ち退き、豢養いたせ。但し、東京府下の朱線内は、たとえ草野や空地があっても豢養してはならない、搾乳のために豢養<sup>わい</sup>するのは許すが、不潔、臭穢<sup>かい</sup>の場合は取調の上、取り払いを命令すべし、と通知している。

この太政官布告には、罰則などはついていない。馬は含めず牛豚としているところが興味深い。いずれにせよ牛豚の飼養は経済行為として行われていたはずであるから、強制力も補償措置もない布告で、飼養者が使用場所を移すはずもない。翌年 1 月 9 日付けの大

蔵省達（第3号）で、緩和のための解釈通達が府県に出されている。すなわち、山村僻邑等については実地を適宜に斟酌するようにせよと述べている<sup>7)</sup>。

なお、明治7年（1874年）4月の太政官布告（第131号）で明治5年の大蔵省規則に1条を加え、鑑札の貸借を禁止し、違反については貸借ともに科罰行為としている。

法令上では規制の側面しか出てこないが、明治初期の勸農政策の一環として洋種の牛の導入が行われている。明治10年における洋種牛頭数（雑種を除く）は498頭である。

### （3）家畜伝染病に関する法令

家畜伝染病の関係をみておくと、明治4年6月7日付けの太政官布告275号で「リンドルペスト」がシベリア海岸で流行していることを伝えた上海からの情報を掲げ、注意を促している。同布告では、「リンドルペスト」が人畜共通伝染病であるがごとき記述があり、太政官および民部省は、生きた禽獣や獣皮の輸入禁止、別に通知するまでの間の病死した禽獣の売買の禁止、病死した禽獣の食用利用または皮の利用の禁止等を行ったほか、身体の清浄、家居の清掃、室内の乾燥等を呼びかけている。人畜共通伝染病であるとの見方から、「矢つぎばやの手」を打ったところであるが、ほどなく「リンドルペスト」は、牛疫であり、人間には感染しないことが判明したようである<sup>8)</sup>。

「リンドルペスト」すなわち牛疫は、人畜共通伝染病と誤解されて騒ぎが大きくなったのであるが、牛の被害も極めて大きく、明治6年から8年に至るまでに死亡した牛は、全国で42,000余頭に達した<sup>9)</sup>。しかし、牛疫についてはその治療法がなかったために、蔓延を防ぐ手段として患牛を撲殺することとし、明治9年（1876年）2月に疫牛処分仮条例を制定した。

第1条では、牛主の義務を規定し、牛に疾病の疑いがあるときは「医」の診察を求めるべきこと、牛疫の徴候があるときは直ちに区戸長<sup>10)</sup>に届け出るべきことを規定した。

第2条では、管轄庁がとるべき措置を規定した。具体的には、区戸長からの連絡内容によって官員を派遣し、検査させ、（牛疫の）疑いがあるときは病の軽重を問わず直ちに撲殺すべきこと、その他の場合は予防法を行うべきことを命じた。

第3条では、撲殺について定めた。牛疫に感染した牛を撲殺するときは、相当の代価を下渡すので、所有者は撲殺を拒んではならないとした。また、牛価は品位によって相当額を支給するが、1頭につき30円以内とした。

第4条から6条では、地方庁のとるべき措置を定めた。第4条では、牛疫を発見したときは直ちに管内に布達するとともに、勸業寮および接近の地方庁へ通知すべきことを定めた。第5条では、牛疫を発見したときは直ちに2里以内に道標を立て、牛の出入りを禁止すべきこと、病根滅却後も3ヶ月以内は禁止すべきことを定めた。第6条では、牛疫発生の地には巡査を派出し、諸般の取締を行わせるべきことを命じた。

第7条では、牛病新書および疫牛容體書を1府県当たり20部下げ渡すので相当の医師を選んで下げ渡し、予め講習させ、牛病の診断を行わせるべきこと、また、当該医師の住所姓名を管内に告示すべきことを命じた。

第8条では、経理事務について規定した。具体的には、牛所有者へ償付する金額は、伺い不要、予備金で速やかに施行すべきこととした。診断書、所有者姓名、頭数、金額等詳細の取調書を添えてその時々当省（内務省）へ届出るべきことを命じた。ただし、金額を受け取った者は、3ヶ月ごとに大蔵省へ申立てることを命じた。

第9条では、疫病死し、または撲殺した牛の遺骸の処分については、焼却すべきことを命じた。ただし、地方では1丈2尺の地下に埋没するも妨げなしとした。

この内務省達では、英国シモンズ博士、ポーランド国セーマン学士による牛疫の症状の特徴を紹介するとともに、レーヤード博士の著書（1757年）による症状の特徴を紹介した。さらにこの内務省達の1週間後には、伝染牛疫予防法並に斃死後措置を通達した（明治9年3月7日内務省達乙第24号）。内容は、往来の細則、消毒、飼育管理の留意事項等である。

### 3. 明治中期の動向

明治政府によって行われた牛馬調査によると、明治10年の牛の頭数は1,074千頭、馬は1,228千頭であり、約10年後の明治21年には牛1,011千頭、馬1,529千頭であった。馬の頭数は増加したのに、牛の頭数は減少している。産子率や斃死率にたいした差はないのであるが、牛については屠殺頭数が年間4万頭程度あったため増加しないのである。なお、牛馬の飼養頭数を地域別にみると、概して牛は西高東低、馬は東高西低である。

#### （1）飲食物取締関係規則の制定

『法令全書』に最初に現れる食品安全関係の全国ベースの法令は、明治11年（1878年）4月18日付け内務省達乙第35号である。この内務省達では、近年アニリンその他の鉱物性染料で飲食物に着色するものが少なくないが、これは有害であることは勿論、中には中毒によって忽ち命を落とすものもあり危険なので、各地方庁において注意取締り致すべく、その旨通達せよと指示している。また、毒性分の有無が判別できないものについては、現物を添えて衛生局へ照会し、試験を受けるよう指示している<sup>(11)</sup>。この通達では、①まず、注意を促し、②毒性分の判別について衛生局がサービスするという情報を提供するに止まっている。

ところが同年9月20日付け内務省布達甲第25号になると、まず、近年、製氷営業人に不潔の氷を製する者があり、不都合であるので、と制定の理由を述べた上で、これからは製氷営業を行う者は、毎年製造の折、並びに翌年の発売の折に、前もって管轄庁（東京府下の場合は警視庁）へ伺い出て、検査を受けるように致すべく、その旨布達せよと指示している。この内務省布達の特徴を整理すると、①氷の製造・販売を許可制にしていること、②また、検査の受忍義務を課していることがあげられる。ただし、以上のような義務を課しながら、この布達には特段の強制力（罰則等）が賦与されておらず、形式的には実効性が確保されていたわけではないのである。なお、③東京府下の場合は警視庁に権限を

与えていることからわかるように、警察行政として行われていることも特徴である。

また、同じ年の 12 月には、飲食物による中毒および薬物の誤用により死亡した場合に、中毒等の症状、死者の住所・姓名等を衛生局に通報せよとの布達を出している。

『衛生局年報』の目次に、はじめて「飲食物」が登場するのは、明治 11 年の報告を行った衛生局第 4 次年報であるが、そこでは府県における動向について次のように報告している（『内務省年報・報告書第 7 巻』237 ページ以下）。

明治 5 年 11 月：京都府；舶来飲食物の検査に着手

明治 8 年 10 月：京都府；紺青及び「アニリン」による食料の彩色の禁止

明治 9 年 7 月：神奈川県；紺青等 10 種による食料の彩色又は歯磨き粉への混和の禁止

明治 9 年 7 月：堺県；アニリン及びヘレンスによる食料の彩色の禁止，違式罪目へ

明治 11 年 4 月の内務省達乙第 35 号に基づき告示した府県

明治 11 年 5 月：京都府；飲食彩色料販売規則

堺 県；飲食物着色取締規則

明治 11 年 10 月：栃木県；明治 9 年の神奈川県指令に従い，禁令

明治 12 年 3 月：兵庫県；原質を検査する方法を設定

明治 11 年 9 月の内務省布達甲第 25 号によって製氷取締規則を設けたもの

明治 11 年 11 月：神奈川県

明治 11 年 12 月：東京警視本署及び群馬県

明治 12 年 1 月：和歌山県

栃木県は 11 年（月不詳），新潟県は 12 月（月不詳）

牛乳の取締に着手したもの

明治 11 年 6 月：東京警視本署；搾取人取締規則

明治 11 年 11 月：神奈川県；営業規則

明治 11 年 11 月：兵庫県；搾取人及び請売人取締規則

なお、明治 12 年（1879 年）12 月 27 日には、内務省から各府県に対し、衛生課を設置するよう指示している（内務省達乙第 55 号）。府県衛生課の事務には、医師、獣医、製薬家、産婆等の開閉業を督察することに加え、腐敗贗造の食物飲料に注意し、その取締を行うこと、著色料等の取締を行うことなども入っていた。

## （2）旧刑法の制定

さて、明治になって最初に公布された刑事法は、明治 3 年（1870 年）12 月 20 日に公布された新律綱領であるが、新律綱領には食品安全関係の条文は存在しない<sup>(12)</sup>。この新律綱領は確定した法典ではないとのことである（川口由彦，56 ページ）が、それを改定し、明確に全国に施行された改定律例（明治 6 年 6 月 13 日太政官布告第 206 号，施行は明治 15 年）においても同様である。

徳川末期に締結された不平等条約のうちの治外法権（領事裁判権）を撤廃するには、近代的刑法が必要であり、明治政府はボアソナード<sup>(13)</sup>の協力をえて旧刑法を制定した（明治

13 年太政官布告第 35 号)。改定律例との違いは、旧刑法では罪刑法定主義を導入したこと、および責任主義を確立したことにある。責任主義は、罪を犯す意思がなければ処罰しないとする考え方である。なお、旧刑法では罪を、重罪、軽罪および違警罪に区分しているが、これはボアソナードの母国であるフランス刑法に倣ったものだという。

第 1 表 旧刑法における健康を害する罪

| 項目                      |                                                  | 条                     | 科罰対象                                         | 自由刑             | 財産刑              |
|-------------------------|--------------------------------------------------|-----------------------|----------------------------------------------|-----------------|------------------|
| 公益に関する重罪軽罪              | 伝染病<br>予防                                        | 246                   | 伝染病予防規則に違背して入港の船舶より上陸し又は物品を陸地に運搬したる者         | 1月以上1年以下の軽禁固    | 200円以上2000円以下の罰金 |
|                         |                                                  | 247                   | 船長自ら前条の罪を犯し、又は人の犯すをみて制せざる者                   | 前条の刑に1等加える      |                  |
|                         |                                                  | 248                   | 伝染病流行の際予防規則に違背して流行地方より他所に出たる者                | 15日以上6月以下の軽禁固   | 100円以上1000円以下の罰金 |
|                         |                                                  | 249                   | 獣類の伝染病流行の際予防規則に違背して獣類を他所に出したる者               | 11日以上2月以下の軽禁固   | 50円以上500円以下の罰金   |
|                         | 危害品<br>製造                                        | 250                   | 官許を得ずして危害を生ずべき物品の製造所を創設したる者                  |                 | 200円以上2000円以下の罰金 |
|                         |                                                  |                       | 健康を害すべき物品の製造所を創設したる者                         |                 | 100円以上1000円以下の罰金 |
|                         |                                                  | 251                   | 官許を得て前条に規定する製造所を創設すと雖も危害を予防し健康を保護する規則に違背したる者 | 前条の例に照らし各1等を減ず  |                  |
|                         |                                                  | 252                   | 前二条の罪を犯し因て人を疾病死傷に致したる時                       | 過失殺傷の重きに従って処断   |                  |
|                         | 健康加<br>害飲食<br>物等販<br>売                           | 253                   | 人の健康を害すべき物品を飲食物に混和して販売したる者                   |                 | 30円以上300円以下の罰金   |
|                         |                                                  | 254                   | 規則に違背して毒薬劇薬を販売したる者                           |                 | 100円以上1000円以下の罰金 |
|                         |                                                  | 255                   | 前二条の罪を犯し因て人を疾病又は死に致したる者                      | 過失殺傷の重きに従って処断   |                  |
|                         | 違<br>警<br>罪                                      | 426                   | ③不熟の果物又は腐敗したる飲食物を販売したる者                      | 2日以上5日以下の拘留     | 50銭1円50銭以下の科料    |
| ④健康を保護するため設けたる規則に違背したる者 |                                                  |                       |                                              |                 |                  |
| 427                     |                                                  | ⑥禽獣の死屍を道路に棄擲し又は取除かりし者 | 1日以上3日以下の拘留                                  | 20銭以上1円25銭以下の科料 |                  |
|                         |                                                  | ⑦汚穢物を道路・家屋・園圃に投擲したる者  |                                              |                 |                  |
|                         |                                                  | ⑧警察の規則に違背して工商の業をなしたる者 |                                              |                 |                  |
| 428                     | ⑦制止を肯ぜずして路傍に食物その他の商品を羅列したる者                      | 1日の拘留                 | 10銭以上1円以下の科料                                 |                 |                  |
| 430                     | 前数条に記載するほか各地方の便宜により定めるところの違警罪を犯したる者はその罰則に従って処断す。 |                       |                                              |                 |                  |

注:1)「1 等」とは、刑期・金額の  $1/4$ 。

2) 過失殺傷の罪としては、例えば過失致死罪は 20 円以上 200 円以下の罰金であった(317 条)。

3) 違警罪の丸数字は項番号を意味する。

旧刑法では、第 1 編総則、第 2 編公益ニ関スル重罪軽罪、第 3 編身体財産ニ対スル重罪軽罪、第 4 編違警罪としている。また、第 2 編第 5 章を「健康ヲ害スル罪」とし、阿片烟、飲料浄水汚穢<sup>おわい</sup>、伝染病予防、危害品製造（正式には「危害品及ヒ健康ヲ害ス可キ物品製造

ノ規則ニ関スル罪」)、健康加害飲食物等販売(正式には「健康ヲ害ス可キ飲食物及ヒ薬剤ヲ販売スル罪」)、および無許可医業に関して節を設けて規定を置いている。さらに、第4編は章節を設けずに、量刑ごとに各条を規定している。

先にみたように、明治11年(1878年)の内務省通達によるアニリン等有害物質の使用禁止は、強制力を持たなかったが、旧刑法の施行によって刑罰または行政罰が科されることになった。また、同年9月の内務省布達による製氷営業人に対する規制も、旧刑法によって強制力を持ったし、地方長官が個別に定める規制も、違警罪ではあるが、正式に強制力を持つことになった。その意味で旧刑法は、食品衛生の観点からも一定の意味を持ったと考えられる。

なお、獣類の伝染病が流行した際の獣類の移出禁止が「健康ヲ害スル罪」に入っていた(第249条)。人の健康や安全に関する法規は、科学的知識が不十分な場合には、疑わしいものは危害であると仮定して制定されざるを得ないのであろう。また、この規定を含めいくつかの規定において、行政規則違反が可罰行為とされていた。旧刑法は、先に述べたように罪刑法定主義を明定したのであるが、罰則こそ法定されていたが、構成要件が行政規則に委任されており、不完全な罪刑法定主義であったことがわかる。

また、旧刑法は、条約改正との係わりで早熟的に制定されたのであるが、国家による刑罰権行使が抑制的であるとして批判され、施行直後から改正作業に入っていた(川口由彦, 318ページ)。

### (3) 獣医免許規則等

家畜の健康被害の予防および治療に獣医の果たす役割は、人間における医師の役割に似て、極めて大きい。しかし、サービス行為の直接の対象が家畜か人間かという獣医と医師の違いは、両者の予防および治療行為のあり方を大きく変える。医師の場合には伝染を予防するために患者を殺すことはできないが、獣医の場合は治療をするか殺すかを選択できるからである。

こうした違いは、医師または獣医の予防および治療行為の社会経済的意味を大きく変え、医師は経済的には評価できない尊敬を集めやすいのに、獣医は経済的な評価、または単なる科学者としての評価しか受けない。

日本における獣医の養成は、軍隊に始まったが、内務省では明治9年(1876年)に勸業寮内藤新宿試験場に獣医科を設けた。これは明治11年には駒場農学校となり、明治13年9月に第1回の卒業生16名が世に送り出されたという<sup>(14)</sup>。民間における獣医制度は、地方から広がり、熊本県は1878年(明治11年)に獣医開業取締規則、獣医試験規則を制定し、違反者には違警罪を適用して取り締まった。また、福岡県は、1879年、茨城県および宮城県は1883年に獣医制度を整備し、あるいは関係規則を布達した(『畜産発達史本編』1,767ページ)。

1881年(明治14年)の農商務省設置とともに、家畜衛生業務も内務省から農商務省に移り、農商務省では同年12月に獣医数の全国調査を行っている。この時の数字には、鍼

治、蹄鉄業者数も含んでいるということであるが、全国で 5,958 人であった（『畜産発達史本編』1,766 ページ）。また、獣医学専攻を希望する学生は極めて少なかった。農商務省では、当時の獣医の人数および資質、学生の希望状況では、家畜衛生の改善はもとより、防疫業務についても徹底を期しがたいと判断した（『農林行政史第 3 巻』161 ページ）。

こうした経過を経て農商務省では、1885 年（明治 18 年）には、太政官布告をもって獣医免許規則および獣医開業試験規則を制定し、翌年 7 月 1 日から施行している。それぞれの内容を簡単に紹介しよう。

獣医免許規則では、第 1 条で、獣医は獣医学術の試験を受け農商務卿より開業免状を得た者と定義した。獣医師という資格制度は、1926 年（大正 15 年）に制定された獣医師法で創設されたのである。開業免許取得希望者は試験及第証書を農商務省に提出して申請する（第 2 条）。ただし、獣医開業のための試験は、官立または府県立の学校で獣医学の卒業証書を得ていれば省略された（第 3 条）。また農商務卿は、獣医が乏しき地においては府県令の具申により、獣医学術の試験を受けなくても、その履歴によっては、仮開業免許を与えることができた（第 5 条）。

なお、この獣医免許規則の内容は、2 年前の 1883 年に公布された医師免許規則と酷似している。医師免許規則では、医師開業試験を受け内務卿より開業免状を得た者と定義した。医師開業のための試験は、官立または府県立の医学校の卒業証書を得ていれば省略された。また内務卿は、医師が乏しき地においては府県令の具申により、医術開業試験を受けなくても、その履歴によっては、仮開業免許を与えることができた。その他試験が年 2 回行われることも同じであった。その業務に関し犯罪もしくは不正の行為があるときは、業務の停止または禁止することがあるとする点も同じであった。

獣医免許規則と医師免許規則の最大の違いは、罰則の違いである。獣医については、官許を得ずして獣医の業を行なった者には 5 円以上 50 円以下の罰金が科されることになっていたが、医師免許規則には罰金の規定は存在しなかった。医は仁術であるということであろうか。

獣医免許規則および獣医開業試験規則は、明治 23 年に法律第 76 号でもって改正されている<sup>(15)</sup>。この時の獣医免許規則の改正では罰則が強化された。なお、仮開業免許制度は存続された。

#### （４）獣疫予防法

##### １）獣類伝染病予防規則

先にみた 1876 年（明治 9 年）の牛疫処分仮条例の後、1886 年（明治 19 年）には農商務省令として獣類伝染病予防規則が定められた。ここでは、牛疫処分仮条例に対比しつつ、獣類伝染病予防規則の内容をみておこう。

まず牛疫処分仮条例では牛疫しか対象にしていなかったが、10 年後の獣類伝染病予防規則では、牛のほか、馬、羊および豚を対象とした。また、伝染病も牛疫のほか、i 炭疽熱、ii 鼻疽および皮疽、iii 伝染性胸膜肺炎、iv 伝染性鵝口瘡（現代でいう口蹄疫）、およ

びv 羊痘が加えられた。

牛疫処分仮条例では飼い主がまず区戸長へ連絡することになっていたが、獣類伝染病予防規則では所有者または管理者に患畜の隔離と獣医の診察を受けるように命じた。獣医が伝染病と鑑定したときは、獣医に警察署長および戸長役場への届出を義務付けた。また届出を受けた戸長役場には、その旨を立札で掲示することを義務付けた。

また、撲殺は牛疫以外にも行わせることができるようになったほか、撲殺の実施主体が所有者または管理者であること（警察官吏および獣医立会）を明確にした。撲殺の手当金の算定に関し、3人以上の評価で発病前の価格を定め、手当金支給率を牛の評価額の一定割合とし、その一定割合は評価額が小さいほど大きくした（評価額15円までは10分の4、50円までは10分の3、100円までは10分の2、250円までは10分の1、500円までは15分の1、1千円までは25分の1）。

獣医には診察の有無に関係なく、伝染病蔓延の兆候があると認めるときは警察署長および戸長役場への届出を義務付けた。また、伝染病畜の全癒、斃死または撲殺の場合には、所有者または管理者に獣医の診断書を添えて警察署長および戸長役場への届出を義務付けた。さらに、伝染病にかかって斃死した獣畜や排泄物等の処分方法も詳しく定め、病畜やその排泄物に触れた物や場所等への消毒も義務付けた。

また、伝染病の流行に際しては、府県知事に獣類市場の開設および斃牛馬化成に関する営業停止権限を与えた。なお、営業の停止またはその解除の都度、農商務大臣に届出を義務付けた。

獣類伝染病予防規則に違背した獣医、獣類所有者または管理者には2円以上25円以下の罰金に処することとしたが、刑法に別に定めがあるときは刑法が適用された。

獣類伝染病予防規則に関して注目されるのは、農商務省告示として獣類伝染病予防規則心得が定められ、平常時における家畜の飼育管理、伝染病発生の場合の運搬、死体の取扱い、消毒方法等が33項にわたって述べられたことである。また、伝染病ごとの症状が事細かに述べられている。

## 2) 獣疫予防法

1891年（明治24年）に韓国で牛疫大流行の報告が寄せられ、国内に上陸の報も寄せられたため、農商務省は訓令を発して病毒の侵入と蔓延防止を図り、1894年には輸入検査を行うことになった。しかし、密輸が横行したため、実効はあがらなかった。このため、日本畜産協会会頭前田正名は1895年4月に予防規則改正の建議案を農商務大臣提出した。獣疫予防法案は、こうした情勢を受けて立案されたものである（『畜産発達史本編』1,675ページ以下）。

獣疫予防法案の提案理由説明において、時の農商務大臣榎本武揚は、明治25年から26年の3年間に牛疫の流行により死亡または屠殺した牛の頭数は9,765頭にのぼること、獣類伝染病予防規則には次の欠点があることをあげ、法律制定の必要性を説明している。

すなわち、①外国から侵入してくる病毒を防止する規定が欠けている。②流行している獣疫の中には現行規則から洩れているものがあり、処分に差し支えがある。③病毒の媒介

をする皮、骨、角、蹄等の運搬出入差し止めの規定がない。④焼却または埋却に対する賠償制度がない。⑤現行規則の獣類撲殺手当金の支給割合が当を得ていない。⑥牛疫予防費関係の規則が不十分である。

議会における獣疫予防法案の審議は、同じ議会に諮られた害虫駆除予防法に比べて慎重かつ長時間をかけて行われた。先議した貴族院で大幅な修正が行われたが、衆議院でさらに再修正が行われた。貴族院の本会議における最初の質問が狂犬病に関する質問であり、犬を対象家畜に加えた理由としては、先に述べたように狂犬病が人畜共通伝染病であることがあげられ、狂犬病にかかった犬に関して撲殺手当金を支給しない理由として西欧における例にならったことがあげられた。

獣疫予防法では、獣類伝染病予防規則の牛馬羊豚に、犬を加えた。伝染病としては、気腫疽、豚コレラ、豚羅斯疫（現代でいう豚丹毒）および狂犬病が加えられた。狂犬病は牛、豚などにも感染する伝染病だからである。また、獣類伝染病予防規則における伝染病の届出先は、警察署長および戸長役場であったが、獣疫予防法では警察署または市町村長となった。獣疫（家畜伝染病）に罹患した時に、獣類伝染病予防規則では警察官および獣医立会の下での撲殺しか手段がなかったが、獣疫予防法では健獣との隔離を命じている。また、立会は、撲殺の際も含め、警察官および獣医または検疫委員とされており、検疫委員が追加されている。

所有者または管理者による撲殺について、獣類伝染病予防規則では牛疫と診断された場合しか義務付けられなかったが、獣疫予防法では牛疫（牛および羊）のほか、狂犬病（犬）についても撲殺が義務付けられた。また、獣疫予防法では、地方長官に撲殺命令の権限を与えた。命令は、病勢鑑定のための撲殺命令、ならびに鼻疽・皮疽、伝染性胸膜肺炎、豚コレラおよび豚羅斯疫に罹患した家畜の撲殺命令である。なお、犬については撲殺した時も手当金は支払われなかった。手当金は撲殺の伝染病等により異なった。最も高率に支払われたのは牛疫の場合であり、評価額の5分の4とされた。新しく撲殺対象となった病勢鑑定のための撲殺の場合は評価額の5分の3とされ、焼却または埋却した物品の場合は評価額の2分の1、鼻疽・皮疽、伝染性胸膜肺炎、豚コレラおよび豚羅斯疫の場合は評価額の3分の1とされた。獣疫予防法では手当金が格段に充実されたことになる。

獣疫予防法では、地方長官に、獣疫予防上必要と認める獣類の出入、往来、病毒伝搬の疑いのある物品の運搬の停止権限、健獣の検査権限を与えた。獣類伝染病予防規則では獣類市場の開設に関する営業停止権限を与えていたが、獣疫予防法では獣類の出入、往来等の停止に改めた。この延長線上で、外国から獣疫侵入のおそれがあるときには、地方長官に検疫、輸入の停止権限を与えた。

獣疫予防のために政府が支出した金額は、明治26年度88,538円、27年度15,776円、28年度は既支出分が8,874円だが、6万円の追加予算が必要との答弁をしている。また、獣類伝染病と公衆衛生の関係を尋ねられて、政府委員は「屠牛場」の制度は将来はできるであろうとの答弁をしている。

なお、獣疫予防法における罰則は、獣類伝染病予防規則と同様、罰金だけで懲役や禁固

は存在しない。また、獣類伝染病予防規則と同様、獣疫流行中に限ってはあがあるが、地方長官に屠獣場および獣類化製場の営業停止権限および共進会等の開設停止権限を与えた。

#### 4. 明治後期の動向

##### (1) 旧飲食物等取締法

先にみたように、公衆衛生関係の規制は、府県による規制が先行していたが、明治政府として統一的な規制が必要であったと考えられる。統一的な規制という観点から、旧刑法が定められ、それによって食品等による危害の防止を図る考え方が出たのもごく自然なことであったと考えられる。

旧刑法の規定は、はじめて食品危害の防止に関する規定を置いたのであるが、食品危害を防止するというものを一つの政策目的と考えた場合には、不十分であったといわざるをえない。食品危害の場合、目に見えにくい原因が多いこと、原因と危害そのものに時間差があることが多く、原因と結果である食品危害の因果関係の立証が難しい場合が多いからである。また、食品危害の場合、危害を発生させないよう予防措置をとることが重要であるが、刑法典の場合、結果主義を取らざるを得ない。こうしたことから、食品危害が多発するようになれば、刑法典とは違う角度からの対応が必要になる。

こうしたことから、アニリン等の規制に関しては、新たな立法が必要だったと考えられる。明治33年には、飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律（明治33年法律第15号。以下「旧飲食物等取締法」という）が制定されることになる。政府は、同法の提案理由説明において、従来各地方において取締を行ってきたが、十分取締ができないので同法を制定する旨述べている。旧飲食物等取締法は、明治32年（1899年）12月に衆議院に提案され、翌33年1月末に貴族院で議決、成立し、同年4月1日から施行された。

##### 1) 旧飲食物等取締法の概要

旧飲食物等取締法第1条第1項では、衛生上危害を生ずるおそれのある飲食物等については、法令の定めるところにより、行政庁がその製造、採取、販売授与もしくは使用を禁止しまたはその営業を禁止し若しくは停止することができることとした。飲食物等の範囲は、旧飲食物等取締法では定めておらず、法令の定めるところによるが、提案理由説明では玩具を例示していたことが注目される。

同法案を審議した委員会でも、最初にその範囲について質問が行われた。政府の答弁は、中央衛生会に委員会を設けて調査をしていることを述べつつ、例示として牛乳（結核菌との関連）、豚肉（絨毛虫）、牛肉（結核）、砒素、亜砒酸をあげている。不熟の果物は入らないが、河豚は調査中であり調査の後で決定したいとしている。また、衛生会で調べて取締の必要のあるものは何でもやるのかと聞かれて、できるだけ範囲を狭くする考えであり、「のっぴきならぬ物だけ」やる考えであると答弁している。

なお、旧飲食物等取締法制定時に効力を有していた旧刑法では、不熟の果物を販売した

者には違警罪を課すこととしていた。また、飲食物と並んで規制の対象としている「販売の用に供し若しくは営業上に使用する飲食器、割烹具」の例示として、鉛を布いた瑠璃焼の器をあげている。

旧飲食物等取締法第1条第2項では、衛生上危害を生ずるおそれのある飲食物等について、行政庁は物品の所有者若しくは所持者をして其の物品を廃棄せしめ又は行政庁において直接にこれを廃棄しその他必要の処分をなすことができることを規定している。必要な処分とは、倉庫や容器に封印することなどを考えていた。また、同項ただし書きでは、腐敗した飲食物等をたとえば肥料に回すことができるように措置していた。

以上みたように、旧飲食物等取締法第1条は、行政庁に対する権限付与の規定である。

第2条第1項も、権限付与の規定であり、行政庁は吏員をして前条の物品を検査せしめ試験のため必要なる分量に限り無償にて収去せしむることができることを規定する。また、第2項では、前項の場合において行政庁は吏員をして普通営業時間又は営業の為開かるる間に限り、物品を製造し採取し陳列し貯蔵し若しくは携帯する場所に立入らしむることができるとする。

第3条および第4条は、罰則であり、最初に軽い罰を規定し、後で重い罰を規定している。

まず、第3条第1項では、本法の執行に関し官吏又は公吏の命を受けて指定期間内に之を履行せざる者は、二十円以下の罰金に処す、と規定する。委員会審議の際の答弁によると、指定期間とは官吏の命令を実行するまでの猶予期間として答えている。また、これらの罰則については、類例もなく「まあ、この位でよろしかろう」という程度の説明で了解されている。旧刑法の罰則が参考にされたのかどうかはわからない。

同条第2項では、本法の執行に関し官吏公吏又は行政庁の命を受けて公務を行う者に抗拒したる者は、一月以下の重禁固に処し十円以下の罰金を附加す、と規定した<sup>(16)</sup>。いうまでもなく、重禁固が主刑であり、罰金が附加刑である。

次に、第4条第1項では、官吏公吏又は行政庁の命を受けて公務を行う者が本法の執行に関し不正の所為を為したるときは、一年以下の重禁固に処し四十円以下の罰金を附加す、と規定した。また、第2項では、行政庁の命を受けて公務を行う者が本法の執行に関し人の囑託を受け賄賂を收受し又は之を聴許したるときは、旧刑法284条の例に照らして処断す、と規定した。旧刑法284条は受託収賄罪の規定であり、一月以上一年以下の重禁固に処し四円以上四十円以下の罰金が附加されたほか、受託収賄のうえ不正の処分を行ったときは罪一等が加えられた。

ここで、旧飲食物等取締法の規定を刑法の関係規定と対比してみよう。旧刑法は、行政規則に構成要件を委任しつつ、危害品製造、健康加害飲食物等販売に関する可罰行為を定めていた。これに対し旧飲食物等取締法は、行政庁の権限を定め、行政庁の権限を行使する官公吏の命令違反を可罰行為とし、併せて権限行使に当たる官公吏の守るべき規律を定めている。すなわち、旧飲食物等取締法は、行政法規なのである。

旧刑法における危害品製造、健康加害飲食物等販売に関する重罪軽罪および違警罪は、

明治 40 年（1907 年）に制定された現行刑法ではすべて削除された。なお、違警罪は、「警察犯処罰令」（明治 41 年内務省令第 16 号）となった。

旧飲食物等取締法の具体的事務は、同法公布の直後に公布された内務省令「飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律施行ニ関スル件」によって次のとおり定められた。すなわち、営業者に対する行政庁の権限は、東京府については警視總監、北海道については北海道庁長官、東京以外の府県については知事が行うこととされ、北海道庁長官および府県知事（東京府知事を除く）は、その職権のうち軽易なものに限り警察官署に委任できることとした。

## 2）旧飲食物等取締法の実施法令

旧飲食物等取締法実施のためには、実施のための法令の制定が必要であり、その法令はいずれも内務省令として制定された。その概要は、別紙 2 のとおりであるが、次のような特徴が指摘できる。

第 1 に、いずれも罰則規定を持っているが、それらの罰則規定は旧飲食物等取締法の授權範囲を逸脱しており、罪刑法定主義の原則に反している。既にみたように、旧飲食物等取締法第 3 条は、官公吏の命を受けて指定期間内に履行しない場合に刑罰を規定していたところである。しかるに、旧飲食物等取締法に基づく内務省令の罰則は、内務省令で新たに定めた一般的禁止（たとえば分娩後 7 日以内の牛からの搾乳の禁止）違反や行政手続（たとえば牛乳の搾乳についての地方長官の認可）違反に刑罰を課している。1890 年に施行された大日本帝国憲法が罪刑法定主義の規定を有していた（第 23 条）ことはいままでもないが、事実上無視されていたといわざるを得ない。

第 2 に、一部の品目（牛乳・乳製品、清涼飲料水および氷雪）については営業に着目し、その営業について地方長官の認可に係らしめるとともに、当該品目の販売または販売のための製造等に一定の行為制限を課している。これに対して一部の品目（有害性着色料、飲食用器具、人口甘味質および飲食物防腐剤）については、営業を認可等に係らしめることなく、当該品目の販売用飲食物等への使用、販売等を禁止している<sup>(17)</sup>。後者の品目について営業の許可制に係らしめていないのは、天然に存在するものがあり（有害性着色料）、種々の用途に使用され（有害性着色料、人口甘味質および飲食物防腐剤）、あるいは様々な営業において使用され（飲食用器具）、営業の取締では有効な取締ができないからであろう。

第 3 に、今日風に言えばデュープロセスの観念が全くなく、現場における裁量の余地を極めて大きなものにしていたと考えられることである。たとえば牛乳営業取締規則第 3 条では、牛疫等罹患牛および分娩 7 日以内の牛からの搾乳の禁止を規定している（その牛乳の販売に関しては第 5 条で規定）。搾乳しなければそのことによって乳房炎等を発症する可能性が高くなる等様々な不都合が生じるので、生産者は搾乳をせざるをえず、法律違反を強いられることになる。現実には分娩 7 日以内の牛についても搾乳しないわけにはいかないので、現場においてはそれを黙認せざるを得ず（販売しなければ良いという解釈にせざるを得ず）、現場の警察官の裁量を不可避なものにしていたと考えられる。

第4に、旧飲食物等取締法にとらわれず、当該品目が衛生上の危害を発生させないように幅広く営業者等に義務を課し、地方長官に権限を賦与していることである。たとえば、地方長官の認可制、一定の行為（一定の牛からの搾乳、一定の牛乳の販売または乳製品原料としての使用等）の禁止、表示（容器への全乳または脱脂乳の表示）義務、一定の者（結核その他の伝染病罹患牛）の従事禁止、一定のもの（伝染性疾病罹患牛）の隔離義務などである。この部分は、いわゆる独立命令といわれる<sup>(18)</sup>。

第5に、内務省令による取締規則は、食肉、魚肉、アイスクリーム、菓子、氷菓子等に関しては制定されなかったことである。他方、ほとんどの府県では、名称は若干異なるが、旧飲食物等取締法の委任による府県令として、獣肉営業取締規則や飲食物営業取締規則等を定め、取締を行った（『厚生省 50 年史』、225 ページ）。

### 3) 旧飲食物等取締法の実施状況

内務省の『衛生局年報』に「中毒」が登場するのは、明治 31 年（1898 年）である。この年の中毒患者は 588 人、死亡者数は 305 人であった。原因別には河豚の患者数が 136 人（死亡者数 92 人）、菌茸類で同じく 88 人（34 人）が双璧である。旧飲食物等取締法が制定された明治 33 年（1900 年）からは、飲食物その他の物品の取締状況が報告されている。

1905 年からは「試験成績」が公表されているので、第 2 表に 1905 年および 1906 年について試験成績を整理した。試験は、各地方庁において技術員が行った試験の成績を整理したもの（一部の県においては警察官の報告したものも含まれている）であり、旧飲食物等取締法第 2 条第 1 項の試験と考えて良いであろう。

注目されるのは、菓子類、獣肉類のように、内務省令が定められていない品目についても「試験」が行われていることである。他方、魚については全く「試験」が行われていない。牛乳については旧飲食物等取締法制定後真っ先に取締規則が制定されたが、有害割合が高いわけではない。逆に、酒類に関しては、かなり有害割合が高い。もっとも、有害といってもその危害の深刻さの程度は不明であるので、有害割合だけで評価することはできない。

第 2 表には掲げていないが、営業の禁止・停止の状況、告発件数およびその有罪・無罪（不起訴を含む）の件数も公表されている。また、1906 年からは、有害品をどのように措置したか（使用の禁停止、廃棄命令、無害化措置、未措置）を明示している。措置状況では廃棄処分が過半数である。なお、獣肉関係では営業停止や告発件数は少ない。

いずれにせよ、旧飲食物等取締法の制定に伴って、食品衛生行政はかなり進展したとみて良い。

第2表 飲食物等の試験成績

単位：件、%

|         |       | 1905年  |         |       | 1906年  |        |        | 平均有害<br>割合 |
|---------|-------|--------|---------|-------|--------|--------|--------|------------|
|         |       | 有害件数   | 試験件数    | 有害割合  | 有害件数   | 試験件数   | 有害割合   |            |
| 牛乳及び乳製品 | 牛乳    | 2,069  | 42,001  | 4.93  | 1,074  | 16,103 | 6.67   | 5.41       |
|         | 山羊乳   |        |         |       | 1      | 48     | 2.08   | 2.08       |
|         | 乳製品   | 6      | 112     | 5.36  | 6      | 47     | 12.77  | 7.55       |
| 冰雪類     | 天然氷   | 17     | 1,569   | 1.08  | 199    | 2,460  | 8.09   | 5.36       |
|         | 人造氷   | 0      | 37      |       | 20     | 427    | 4.68   | 4.31       |
|         | 不詳    | 421    | 3,487   | 12.07 |        |        |        | 12.07      |
|         | 雪     | 153    | 601     | 25.46 | 147    | 197    | 74.62  | 37.59      |
| 酒類      | 清酒    | 976    | 11,268  | 8.66  | 1,540  | 14,518 | 10.61  | 9.76       |
|         | 葡萄酒   | 239    | 1,008   | 23.71 | 134    | 848    | 15.80  | 20.10      |
|         | その他   | 132    | 2,360   | 5.59  | 53     | 492    | 10.77  | 6.49       |
| 清涼飲料水類  | ラムネ   | 23,613 | 229,178 | 10.30 | 4,344  | 18,678 | 23.26  | 11.28      |
|         | 蜜柑水   | 12,426 | 87,845  | 14.15 |        |        |        | 14.15      |
|         | その他   | 1,577  | 23,529  | 6.70  | 2,023  | 10,484 | 19.30  | 10.58      |
|         | 不詳    | 160    | 544     | 29.41 |        |        |        | 29.41      |
| 菓子類     |       | 260    | 38,867  | 0.67  | 133    | 4,984  | 2.67   | 0.90       |
| 缶詰類     |       | 51     | 833     | 6.12  | 57     | 1,184  | 4.81   | 5.35       |
| 獣肉類     | 牛肉    | 239    | 2,525   | 9.47  | 29     | 386    | 7.51   | 9.21       |
|         | 馬肉    | 73     | 1,614   | 4.52  | 74     | 505    | 14.65  | 6.94       |
|         | 豚肉    | 14     | 785     | 1.78  | 1      | 61     | 1.64   | 1.77       |
|         | その他   | 80     | 2,857   | 2.80  | 1      | 1      | 100.00 | 2.83       |
| その他     | 醤油    | 203    | 2,678   | 7.58  | 130    | 3,105  | 4.19   | 5.76       |
|         | 酢     | 9      | 1,137   | 0.79  | 5      | 298    | 1.68   | 0.98       |
|         | 水     | 208    | 800     | 26.00 |        |        |        | 26.00      |
|         | その他   | 427    | 7,351   | 5.81  | 322    | 3,430  | 9.39   | 6.95       |
| 器具類     | 琺瑯鍋   | 706    | 10,566  | 6.68  | 663    | 5,547  | 11.95  | 8.50       |
|         | 金属製器具 | 3,391  | 20,975  | 16.17 | 2,466  | 7,354  | 33.53  | 20.67      |
|         | 陶磁製器具 | 307    | 7,628   | 4.02  | 100    | 806    | 12.41  | 4.83       |
|         | その他   | 463    | 4,731   | 9.79  | 31     | 36     | 86.11  | 10.36      |
| 玩具類     |       | 567    | 2,888   | 19.63 | 440    | 1,275  | 34.51  | 24.19      |
| 化粧品類    |       | 5      | 128     | 3.91  | 21     | 220    | 9.55   | 7.47       |
| 防腐剤類    |       | 38     | 856     | 4.44  | 25     | 442    | 5.66   | 4.85       |
| 防腐剤類    |       | 7      | 143     | 4.90  | 6      | 26     | 23.08  | 7.69       |
| 雑類      |       | 56     | 24,391  | 0.23  | 90     | 502    | 17.93  | 0.59       |
| 合計      |       | 48,893 | 535,292 | 9.13  | 14,144 | 94,766 | 14.93  | 10.00      |

(資料) 『衛生局年報』

## (2) 西欧における食肉検査

いうまでもなくわが国で獣肉が本格的に食されるようになったのは、明治期になってからのことであるが、西欧では獣肉が古くから大量に消費されていた。その衛生上の取扱いに関し、1888年にオーストリアの獣医学校教授アントン・バランスキーの著書『屠獣検査法』<sup>(9)</sup>が翌年日本で訳出されているので、同書によりながら当時の西欧における食肉検査について簡単に説明しておきたい。

### 1) 近世以前の食肉検査

①古代エジプトでは食肉検査が行われていた。掌に当たったのは僧侶で、祭に使う肉と使わない肉を仕分けし、その基準で国王の飲食を看守した。いうまでもなく宗教上のものである。牝牛は女神の眷属として、豚は悪魔の宿るものとして食用を禁じた。古代においては豚肉の食用の禁止は、エジプト、ユダヤ、アラビア、フェニキア、小アジア、カルタゴ等で広く行われていた。

②モーゼは肉制を定めたが、その目的は不健全な肉の害を防ぐことにあり、屠殺後3日後には焼却を義務付けていた。ただし、動物を純潔・不潔に分け、牛、羊、山羊、鹿、水牛、家禽および鱗・鰭のある水産動物を純潔とし、馬、驢馬、兎（野兎を含む）、豚、鼠、蛙、蜥蜴、土竜、蛇、蝙蝠、野鳥および鱗・鰭のない水産動物を不潔とした。純潔な獣肉でも、生食を許さず、動物の血および脂肪も食用を禁じた。

③ローマにも一種の肉制があり、市場を監督し、変敗その他食用に適さない肉をチバル川に投棄させた。ローマ人は肉類中で豚肉を最も好み、薫製、塩漬等の豚肉が輸入された。

④中世の西欧では、キリスト教の牧師が衛生規則を定めたが、ここでも豚肉や馬肉は忌避されたようである。時代が下ると肉食が広まり、市府で規則を定めた。1276年のオーグスバルクの屠肉規則では、肉商の私宅で牛、羊、豚を屠殺することを禁じ、特別の屠場においてすることを命じた。

⑤1551年のフランスの国会議決による法律では、屠獣の生前および死後に3名の検査委員による検査を行わせ、健康な良肉であることを保障したものでなければ、食用を許さないこととした。16,17,18世紀には、西欧に「酷劇の牛疫」が流行し、政府は撲滅に全力を尽くし、牛疫にかかった牛肉の販売禁止を破った者に死刑を科するところまで出てきた。なお当時、獣医がいなかったので、人間の医師が食肉検査を担当した。

## 2) 近代の食肉検査

①18世紀の後半になって獣医学校の開設と、獣医学の発達により、疾病にかかった動物の肉も必ずしも全てを禁止する必要のないことがわかってきた。たとえば、牛疫に感染した牛の肉は人の健康に関係ない。混乱もあるが、18世紀と19世紀では、食肉衛生警察のありようは大きく変わった。

②オーストリアにおいては1880年に家畜伝染病規則によって、獣体および獣肉の検査を全国（都鄙）で行うこととした。もっとも、獣体および獣肉の検査は、都会や鉄道敷設の地域では行われたが、僻遠の地では改善されていない地域が多い。そもそも獣体および獣肉の検査は、各地方の事務であり、政府の官吏が行うのは鉄道停車場、開港場、国境においてである。

③ドイツにおける獣体および獣肉の検査は、地域によって違う。ある地域では都市部でのみ行われ、ある地域では村でも行われている。また、ある地域では全ての獣について行われ、ある地域では数種の獣に限って行われている。南ドイツでは食肉警察の組織がよくできているが、北ドイツでは公立屠場がある都市で行われているだけである。1879年5月14日の食物およびその他の物品の売買規則ならびに帝国衛生局の規定により、獣体および獣肉の検査は促進された。

④公衆衛生のため、今後、公立の獣体および獣肉の検査が全国で行われんことを切望する。一般に販売される肉類は、全て専門家の検査を受けさせる必要がある。そしてその検査は、専ら正当の教育を受けた専門家（すなわち獣医）に託すしかない。

なお、『屠獣検査法』では触れていない米国の事情を紹介する（『食肉衛生衛生警察』59

ページ以下)。米国の食肉検査は、1890 年の欧州諸国からの米国産豚肉輸入禁止措置に対抗しての輸出豚肉の検査に始まる。全頭の屠畜検査が開始されたのは 1906 年であるが、不正缶詰肉事件が発端だったようである。なお、この時、法律施行経費として年間 300 万ドルの予算が通過している。

### (3) 屠場法の制定

#### 1) 屠場法の成立経緯

先に述べたように、屠場の関係では、明治 4 年（1891 年）に大蔵省から、屠場は人家懸隔の地に設けるべきこと、病牛や死牛は売らないように取り締まるべきこと、屠場には「屠牛場」の鑑札を出すべきこと、鑑札を出したときは大蔵省に届け出るべきこと、また、牝牛は繁殖の基本であるので屠殺しないよう取り締まるべきことを通知していた。

当時の大家畜の頭数は牛よりも馬の方が多かったが、専ら牛が話題になっているのは、馬肉は食べる習慣が少なかったからであろう。また、大蔵省からの通知になっているのは、勸業寮が大蔵省に属していたからであるが、屠場の問題も勸業寮の問題として考えられていたのである。

『畜産発達史』によると、明治 10 年（1877 年）の成牛のと殺頭数は 34 千頭であったが、10 年後の明治 20 年には 106 千頭と 3 倍強になり、さらに明治 35 年（1902 年）には 197 千頭となっている。また、日露戦争の始まった明治 37 年（1904 年）にはと殺頭数は、223 千頭にまで増大した（『畜産発達史本編』278 ページおよび 403 ページ）。

なお、屠畜検査についてみると、明治 4 年（1871 年）という早い時期に、福井数右衛門が屠畜検査の必要性を提言し、東京府から検査方を命じられている。ただし、獣医学の知識を持つ者がいたわけではなく、屠畜検査も自らの利益を得るためだという見方も行われていた（『畜産発達史本編』1,621 ページ）。屠場における検査が実際にどの程度行われていたのか定かではないが、先に述べたように、旧飲食物等取締法審議の際の政府委員の答弁には、「甚ダシキ結核ヲ起シマシタ肉ハ、屠牛所デ検査ヲシテ売ラセヌコトニナッテ居ル趣キヲ承知シテ居リマス」と述べられた<sup>(20)</sup>。

いずれにせよ、こうした牛のと殺頭数の増加を背景に、明治 38 年（1905 年）に議員提案で屠場法案が衆議院に提案された。この提案は当初否決され、翌明治 39 年に同じ議員から条文を修正の上提案され、衆議院で大幅な修正を加えられて成立した。提案者は川島瀧蔵他 1 名で、川島瀧蔵議員は、安政 5 年（1858 年生まれ）憲政本党に属し、静岡郡部選出、牧畜業に従事するほか、畜産組合、共同競馬会等を興し、私立獣医養成所を設立したということであり、畜産には造詣が深かったと考えられる。

以下、屠場法の成立過程において注目される点を整理しておきたい。

まず注目される点は、明治 38 年の屠場法案は全 7 条であったが、翌明治 39 年の法案は 13 条となったことである。明治 39 年の委員会議事録をみると、提案者は政府が屠場法案を提案するものと考えていた。それが法案提出期限ぎりぎりになって政府からは提案しないことになり、川島議員から再度提案することになったのである。

実は、川島議員は明治 38 年の第 21 国会で 2 本の法律案を提案していた。一つは屠場法案であり、二つは獣畜市場法案であった。両法案とも明治 38 年の委員会で否決されたのであるが、屠場法案のみ翌年の議会で再度議員提案されたのである。また、明治 39 年の屠場法案は、提案時の全 13 条が成立時には全 19 条と条文数が大幅に増大している。しかも、単に条文が追加されただけではなく、ほぼ全条にわたって訂正されているのであるが、それがわずか 1 時間 9 分の休憩時間に行われ、直ちに採決されているのである。議員提案の法律案については政府の了解が必要であったから、予め政府のほぼ了解する修正案が用意されていたとしか考えられない。すなわち明治の屠場法案は、形式は議員提案であるが、実質的には内務省提出の法律案となった。なお、獣畜市場法案は、明治 42 年に森田俊久ほか 2 名から再提案されるが、成立せず、明治 43 年（1910 年）に家畜市場法案として政府（農商務省）から提案され、成立している。

明治 38 年の屠場法案の提案理由は、増大したと殺数および屠場数に応じて屠場での取締を強化する必要があるということである。その理由として、主として屠場の手数料に差があること、消費に直結しているために手数料の急激な引き上げ等を取り締まることができないことをあげている。そのことから、屠場の取締を強化し、公営化を奨励する必要があることを屠場法案提案の目的としてあげているのである。

## 2) 屠場法の内容

以下、屠場法の内容を説明しよう。

①第 1 条では、屠場とは食用の目的をもって獣畜（牛、羊、豚および馬）を屠殺する場屋と定義した。戦後のと畜場法では羊をめん羊と山羊に区分したが、考え方は変わっていない。鶏、アヒル等鳥類のほか、うさぎなども対象に含まれない。

②第 2 条では、屠場を設立しようとする者は地方長官（東京府の場合は警視總監。以下同じ）の許可を受けなければならないこととした。なお、東京以外の府県においても実際の許可事務は警察部門が担当していた。議事録によれば、明治 36 年の屠場数は 1,436 カ所（明治 27 年 903 カ所）で牛馬羊豚の屠殺頭数は 419,065 頭（同 212,944 頭）だったという。

屠場法施行規則では、屠場の設立を私人に許可するときは一定の期限を付けなければならないこととした。後で述べる屠場公営論の考え方を補強する措置である。また、屠場主の名義変更にも許可を要した。屠場設置の許可が売買され、権利化するのを防止する措置である。

③第 3 条では、屠場以外においては食用に供する目的で獣畜を屠殺解体することを禁じたが、自家用その他特別の事情がある場合は命令の定めるところによるものとされた。猪や熊は獣畜ではないから、この規定は適用されない。命令（屠場法施行規則）では例外を次のとおり定めていた。

一、食肉店、旅館及び飲食料理店以外の者が生後 1 年未満の子牛、羊又は豚を自家用に供する場合（いわゆる自家用屠殺）

二、負傷、難産等により切迫屠殺する場合（この場合は、解体はできない）。

三、船舶内で船員、船客の食用に供する場合（いわゆる）船舶屠殺）

四、その他土地の状況により地方長官の認許した場合

注目されるのは、自家用屠殺や船舶屠殺の容認である。屠場法の目的が食肉衛生の確保であるとすれば、自家用や船客用の屠殺に例外を認めるというのはおかしい話だからである。自家用屠殺は、食肉衛生（行政）が自己責任を原則としていることを象徴していると考えられる。また、船舶屠殺は、食肉衛生（行政）が絶対的なものではなく相対的なものであることを象徴している。船舶屠殺は、冷蔵庫もない時代には、食肉にして船舶に持ち込むよりも、生きた牛・豚を船舶に持ち込んで、航海の途中で屠殺解体、食する方がより安全だから認められたのである。

明治 39 年に提案された法案は衆議院で大幅修正されたことは既に述べたが、修正の最も大きかったのはこの点である。当初案では、屠場外での屠殺解体は自由で、検査員による検査を義務付けていたに過ぎなかった。すなわち、検査員が出張して検査する体制が考えられていたのである。また、所有者が自家の食用に供する場合には検査員による検査も不要であった。牛について子牛に限定されているのは、自家用に供するのには子牛で足りるはずだという考えからである。これも議会で提出後の修正である。

この規定違反には 300 円以下の罰金が用意されていた。

なお、現在でもこの規定は存続している（と畜場法第 9 条）。第一号の自家用屠殺は安全性と自己責任の原則とのバランス、第二号の切迫屠殺は安全性と経済的利益等とのバランスの問題と考えられる。第三号は、船内に生体で持ち込むのと食肉で持ち込むのとの安全性同士のバランスの問題であろう。いずれにせよ、安全性の問題が相対的な問題であることを表している規定である。

④第 4 条として、屠場においては屠畜検査員の検査を経なければ獣畜を屠殺解体できないこととされ、また、屠肉内蔵その他食用に供する部分は屠畜検査員の検査を経なければと場外に搬出し、又は製造の用に供し、若しくは貯蔵することができないこととされ、本条違反にも 300 円以下の罰金が課された。

⑤第 5 条として、屠場には屠畜検査のため必要な設備をなすべきことが定められた。この規定を受けて「屠場ノ構造設備標準」が内務省令（明治 39 年内務省令第 17 号）として定められた。構造設備標準では、まず屠場の位置が定められ、一定の施設から一定距離離すことが定められた。一定の施設として、病院、公園または水道水源のほか、社寺、学校、陵墓等が定められている。また、屠場を見透かすことができないよう<sup>しょうへい</sup>塙<sup>しやうへい</sup>を設け、閉鎖できるように門戸を付けることが義務付けられている。屠場を忌み嫌う思想が法令にまででていたのである。

なお、地方長官は、必要と認めるときは屠場設備の変更を命ずることができることとされた（第 12 条）。

⑥第 6 条から第 10 条までは、屠場の公営化を進めるための措置が定められている。第 6 条では、市町村が屠場を設立するときは、地方長官は必要と認める地区内における私設屠場の廃止を命ずることができるようにした。第 7 条では、その場合の私設屠場への市町村

の損失補償義務を規定した。さらに第 8 条では、内務大臣は必要と認めるときは屠場の設置を市町村に命ずることができることとした。しかも、私設屠場の廃止は自由であるが、市町村の設置した屠場の廃止には地方長官の認可を要することとした。また、市町村立屠場の用地に必要な場合は国有地を無償で譲渡しまたは使用させることができることとした。

⑦第 11 条および第 12 条では、行政庁の権限を規定した。第 11 条では、「衛生上危害を生じその他公益を害するの虞ありと認むるときは」地方長官は屠場の廃止を命じ、またはその仕様を停止することができることとした。第 12 条では、地方長官は必要と認めるときは屠場設備の変更を命ずることができることとした。

⑧第 13 条は罰則であり、第 3 条または第 4 条違反、第 11 条の停止違反に 300 円以下の罰金が定められた。

⑨第 14 条以下は法律の適用に関する規定である。第 14 条では営業者が未成年者または禁治産者であるときは、本法およびその罰則が法定代理人に適用されることを定めた。第 15 条では営業者の従業員等の屠畜に関する本法または本法に基づいて発せられた命令違反は、自己の指揮に出ていないことを理由に処罰を免れることができないことを定めた。第 16 条では法人の従業員等の屠畜に関する本法または本法に基づいて発せられた命令違反に関する罰則は法人に適用することを定めた。

⑩附則が第 17 条以下に定められた。重要なのは、第 17 条で本法施行の際（明治 39 年 7 月 1 日）に現存する屠場については 3 年間許可を受けたものとみなす（ただし許可期間が 3 年以内のものはその期間による）とされたことである。

### 3) 屠場法の施行

屠場法施行規則は 1906 年 6 月 22 日に公布されているが、その内容は前項にある程度述べたので再説はしない。重要なのは、同月 26 日には勅令第 171 号「屠畜取締ニ関スル職員ノ件」が公布されたことである。この勅令では、府県に屠畜検査技師および屠畜検査技手を置くこと、屠畜検査技師は奏任文官、屠畜検査技手は判任文官と同一の待遇を受けることが定められ、俸給表も定められている。

奏任文官は、文官高等官試験の合格者または帝国大学法科大学の卒業生でないとなれなかったから、この勅令は屠畜検査員を厚遇する意図をもって制定されたと考えられる。ただし、同年の勅令第 172 号では、屠畜取締に関する費用は府県の負担とすることを定めていたから、待遇は府県の裁量の範囲であった。

屠場法では屠畜検査を義務付けていたので、屠場法の施行に当たって屠畜検査員について勅令を定めたのは自然である。また、食肉衛生検査には「高等の獣医学術」の修得が必要であると考えられていた（『食肉衛生警察』61 ページ）。しかし、勅令第 171 号では屠畜検査技師および屠畜検査技手の資格（または設置の基準）については規定していない。獣医師は資格制度ではなく開業免許制度であったが、現時点で考えれば、屠畜検査員になれる資格を定めることは可能であったはずであるし、また、適材を得ようとすればそれが

適切であったはずである。にもかかわらず、屠畜検査員になれる資格を定めていなかったということは、屠畜検査員資格を定めることが不可能であったか、または不適切であったと考えていたことになる。

屠場数と屠殺頭数を第3表に掲げた。なお、屠場数および屠畜頭数の統計は、1906年までは農商務省のものしかない。屠場数は、屠場法が制定される頃には下降局面に入っていたことがわかる。屠場法の制定によって、私設屠場は急激に減少し、公設屠場がとって替わっている。

| 第3表 屠場数と屠殺頭数 |       |      | 単位: 屠場, 頭 |        |         |
|--------------|-------|------|-----------|--------|---------|
|              | 屠場数   |      | 屠畜頭数      |        |         |
|              | 総数    | うち公設 | 牛         | 馬      | 豚       |
| 1894年        | 903   | —    | 149,677   | 31,459 | 30,404  |
| 1897年        | 1,163 | —    | 158,504   | 41,049 | 107,034 |
| 1900年        | 1,396 | —    | 233,385   | 53,531 | 93,905  |
| 1903年        | 1,436 | —    | 233,570   | 53,832 | 123,558 |
| 1906年        | 1,111 | —    | 167,458   | 69,268 | 131,858 |
| 1907年        | 952   | 52   | 159,553   | 72,891 | 157,624 |
| 1910年        | 475   | 205  | 264,403   | 57,830 | 165,080 |
| 1913年        | 508   | 246  | 258,729   | 64,556 | 168,125 |
| 1916年        | 510   | 263  | 341,307   | 80,862 | 281,511 |

資料:『農商務統計表』、『衛生局年報』。

注:1)1907年以降は概ね年度(末)の数値である。

2)牛の屠殺頭数は成牛と犢の合計数値である。

『衛生局年報』によると、屠畜検査員は1907年度末で529名であるが、そのうち技師は8名に過ぎず、521名が技手である。『衛生局年報』に屠畜検査員数が載っているのは1912年までであるが、その時点の屠畜検査員数は494名(うち技師は8名)である。

また、1910年から13年までの屠畜検査の結果が公表されているので、牛(犢を含む)および豚について簡単に紹介しておきたい。屠殺禁止頭数は1910年に牛486頭(1913年289頭)、豚63頭(同25頭)、屠殺後廃棄命令が出された食肉のうち全部廃棄は1910年に牛157頭(1913年154頭)、豚58頭(同21頭)、内蔵のみ廃棄は牛62,433頭(同62,490頭)、豚48,063頭(同23,886頭)である。

自家用屠殺および切迫屠殺の頭数も同じ年次について公表されているが、豚の自家用屠殺頭数については、一部の県に偏っている。たとえば、1913年の豚の自家用屠殺頭数は630,450頭であるが、その65%が鹿児島県、30%が沖縄県である。鹿児島県および沖縄県には、自家用に豚を屠殺解体し、食する文化があったのである。

注

(1)長野県については明治12年(1869年)5月の「屠牛並賣肉取締規則」、熊本県については明治14年(1871年)の「屠場化製所及賣肉取締規則」による(『日本獣医学史』326ページ以下)。

(2)明治初年の行政機構は、行政官(2人)の下に神祇官、会計官、軍務官および外国官が置かれていた。また、この布

- 告は、関八州の私領（各藩）については政府の鑑札は不要とし、冥加をその領主へ納めるべきことを規定している。
- (3) この当時は、租税事務は民部省が行っていた。なお、この通知は全国に向けられている。
- (4) 江戸時代においても馬喰は免許制の藩があり、また、仙台藩などでは帯刀を許されるなど特権的地位が与えられていたという（『畜産発達史別篇』529 ページ以下）。
- (5) 商工業その他の生業者に対して定率で課するものを運上、免許営業者に課するものを冥加という。明治 6 年 1-12 月の「運上冥加等諸雑税」の歳入額は 423 千円で歳入総額の 0.6 % を占めるに過ぎない（『明治大正財政詳覧』）。
- (6) 『明治財政史第 6 巻』676 ページによると、牛馬賣買免許税収入額は初年度（第 6 期）645 百円、以後おおむね 7,8 万円あったが、国税としては明治 29 年を最後として廃止された。
- (7) この通達は、畜産関係の事務が大蔵省から新設された内務省に移行する前日、すなわち内務省職制及事務章程『農林行政史第 1 巻』17 ページ以下）制定の前日の発出されている。
- (8) 『畜産発達史本篇』1672 頁。なお、同年 10 月 5 日には太政官布告第 518 号により、生きた禽獣や獣皮の輸入禁止措置を撤回している。
- (9) 明治 9 年（1876 年）2 月 29 日付け内務省達乙第 20 号（疫牛処分仮条例）による。当時、勸業寮は内務省の機関であった。
- (10) 明治政府は 1872 年（明治 5 年）に、末端行政区画として大区・小区制を設け、大区に区長、小区に戸長を置いた。区長・戸長も地方官に任命され、その監督下に国家行政を遂行した。しかし、自然村秩序と対立する大区・小区制はうまく機能せず、1878 年の郡区町村編制法により地方団体の再編が行われた。郡区町村編制法においては、郡と区が並列し、郡の下に町村が置かれ、町村の長たる戸長は民選とされた。1889 年の市制施行にともない区は市となったが、東京市には引き続き 15 の法人区が、また大阪、京都市には行政区が設けられた。（大島美津子「戸長」）
- (11) 内務省の設置は明治 7 年であるが、衛生局の設置は明治 8 年であり、初代衛生局長には岩倉遣欧使節団に随行した長与専斎が就任していた（明治 34 年まで）。
- (12) 「律は徴肅をたてまえとし、刑法に相当し、令は勸諭を本とし、大部分は行政的法規である」（『新訂法学辞典』）。新律綱領では、「違令」として「凡令ニ違フニ重キ者ハ笞四十輕キ者ハ一等ヲ減ズ」と定めている。
- (13) フランス人、日本には 1873 年から 1895 年まで滞在し、旧刑法典、治罪法典（刑事訴訟法典）および旧民法典の草案の起草に係わった。
- (14) 岩手県では明治 9 年に私立の獣医学校が設けられ、それがその後県立学校となり、規模を大きくしたとある（『畜産諮詢会紀事』62 ページ）。なお、駒場農学校は、明治 13 年に千葉野に獣医分科を新設し、また、明治 14 年には農商務省の設置に伴い、農商務省の所管となっている。
- (15) 大日本帝国憲法は明治 22 年に施行され、明治 23 年には総選挙の上、議会在開会されているが、この法律は第 1 回の議会の開催前に公布施行されている。
- (16) 旧刑法第 246 条等では軽禁固を規定し、旧飲食物等取締法第 3 条および第 4 条では重禁固を規定している。禁固は、11 日以上 5 年以下において禁固場に留置する刑であるが、重禁固は定役に服し、軽禁固は定役に服しない（旧刑法第 24 条）。なお、懲役は、内地の懲役場に入れ定役に服する刑であり、重懲役は 9 年以上 11 年以下、軽懲役は 6 年以上 8 年以下とされていた（同第 22 条）。
- (17) 認可という用語を使用しているが、一般的禁止の解除行為であり、講学上の許可である。
- (18) 独立命令の根拠は、大日本帝国憲法第 9 条にあり、同条により、天皇は、法律を施行するために、又は公共の安寧秩序を保持しおよび臣民の幸福を増進するために、必要な命令を発し、又は発せしめることができた。この規定が先の罪刑法定主義の例外的根拠ともなっていた。
- (19) 訳者は與倉東隆・勝島仙之助の 2 人で、いずれも東京農林学校教授であり、訳者の自序には同年 3 月の日付があり、また、奥付には同年 9 月 26 日「農商務省農務局ヨリ原稿下附」、同年 12 月 26 日印刷、同 27 日出版と印刷されている。本書は、農商務省の肝いりで印刷、発行されたものと考えられる。定価は 58 銭で市販された。なお、紹介に当たっては、用語法等を適宜簡略化しているので留意されたい。<sup>1</sup>
- (20) 「明治 33 年 1 月 18 日衆議院飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律審査特別委員会速記録」による。

〔引用文献〕

- アントン・バランスキー著，與倉東隆，勝島仙之助訳(1889)『屠獣検査法』牧畜雑誌社。
- 大島美津子「戸長」(『CD-ROM 世界大百科事典』第2版)。
- 川口由彦(1998)『日本近代法制史』，新世社。
- 厚生省五十年史編集委員会編(1998)『厚生省五十年史』記述篇。
- 桜井厚・岸衛(2001)『屠場文化』，創土社。
- 白井恒三郎著(1944)『日本獣医学史』，文永堂書店。
- 末川博編(1964)『新訂法学辞典』日本評論社。
- 津野慶太郎(1913)『食肉衛生警察』合巻，長隆舎書店。なお，初版は1906年。
- 『東京市史稿市街篇第55』，臨川書店(2001年復刻版)。
- 『内務省年報・報告書第7巻』(1983)，三一書房。
- 農商務省農務局編(1884)『畜産諮詢会紀事』。
- 農林省畜産局編(1966)『畜産発達史本編』，中央公論事業出版。
- 農林大臣官房総務課編(1957)『農林行政史第1巻』，財団法人農林協会。
- 農林大臣官房総務課編(1958)『農林行政史第3巻』財団法人農林協会。
- のびしょうじ(1998)『食肉の部落史』，明石書店。
- 『明治大正財政詳覧』(1929)，東洋経済新報社
- 明治財政史編纂会編(1927)『明治財政史第6巻租税(2)』明治財政史発行所。

別紙1 食品衛生又は畜産関係法令の変遷

| 年月日          | 法令の形式  | 番号  | 件 名 等                            |
|--------------|--------|-----|----------------------------------|
| 1869. 2      | 行政官    | 241 | 今般牧々牛馬生育方並横浜神奈川築地其外居留ノ外国人へ牛馬賣買   |
| 1870. 3. 14  | 民部省    | 200 | 牛馬賣買渡世ノ者往々不埒ノ取扱イタシ候哉ノ趣甚不都合       |
| 1871. 6. 7   | 太政官布告  | 276 | シベリア海岸ヨリ悪性伝染疫流行ノ趣                |
| 1871. 8      | 大蔵省    | 38  | 近来肉食相開候ニ就テハ屠牛渡世ノ者屠場ノ儀ハ人家懸隔ノ地ニ    |
| 1871. 12     | 大蔵省    | 142 | 是迄故民部省ヨリ下渡シ候牛馬賣買鑑札ノ儀今般当省勸農寮ニ於テ   |
| 1872. 4. 25  | 太政官布告  | 133 | 自今僧侶肉食妻帯蓄髮等可為勝手事                 |
| 1872. 11. 4  | 太政官布告  | 330 | 牛馬賣買渡世之者免許税ノ儀                    |
| 1873. 3. 2   | 太政官布告  | 76  | 病死禽獸ヲ食料ノタメ致賣買候ハ兼テ嚴禁ニ候処天然老死或ハ     |
| 1873. 5. 15  | 太政官布告  | 163 | 方今牛豚類ノ牧畜盛行ハレ候所温暑ノ時ニ方テハ其臭氣人身ノ健康   |
| 1873. 8. 12  | 司法省布達  | 130 | 違式註違条目                           |
| 1874. 1. 9   | 大蔵省達   | 3   | 昨明治六年第六十三号ヲ以テ公布相成候趣者專人命保護ノタメ     |
| 1874. 12. 3  | 太政官布告  | 131 | 昨明治五年壬申十一月第三百三十号布告牛馬賣買規則第九条左ノ通追加 |
| 1875. 7. 7   | 太政官布告  | 115 | 昨明治五年十一月第三百三十号布告牛馬賣買規則第四条但書      |
| 1876. 2. 29  | 内務省達   | 乙20 | 疫牛処分仮条例                          |
| 1876. 3. 7   | 内務省達   | 乙24 | 伝染牛疫予防法並斃死後措処置                   |
| 1878. 4. 18  | 内務省布達  | 乙35 | 近年アニリン其他鉍属製ノ絵具染料ヲ以テ飲食物ニ著色スルモノ    |
| 1878. 9. 20  | 内務省布達  | 甲25 | 近年製氷営業人不潔ノ氷ヲ製シ候者有之不都合ノ儀ニ付自今営業ノ者  |
| 1878. 12. 27 | 内務省達   | 乙88 | 各地方管内ニ飲食物之中毒及ヒ薬物之誤用等ニヨリ死ヲ致ス者     |
| 1879. 12. 27 | 内務省達   | 乙55 | 府県衛生課事務条項                        |
| 1880. 1. 17  | 太政官布告  | 1   | 薬品取扱規則                           |
| 1980. 7. 17  | 太政官布告  | 36  | 刑法                               |
| 1885. 8. 22  | 勅旨布告   | 28  | 獣医免許規則                           |
| 1885. 8. 22  | 布達     | 17  | 獣医開業試験規則                         |
| 1886. 9. 15  | 農商務省令  | 11  | 獣類伝染病予防規則                        |
| 1886. 9. 15  | 農商務省告示 | 18  | 獣類伝染病予防心得                        |
| 1890. 4. 5   | 法律     | 31  | 蹄鉄工免許規則                          |
| 1890. 7. 19  | 農商務省訓令 | 38  | 蹄鉄工仮免許手続                         |
| 1890. 8. 27  | 法律     | 76  | 獣医免許規則                           |
| 1890. 9. 20  | 農商務省訓令 | 44  | 獣医仮免許手続                          |
| 1896. 3. 25  | 法律     | 17  | 害虫駆除予防法                          |
| 1896. 3. 28  | 農商務省訓令 | 6   | 害虫駆除予防法取扱手続                      |
| 1896. 3. 29  | 法律     | 60  | 獣疫予防法                            |
| 1896. 4. 6   | 法律     | 65  | 明治5年第330号布告牛馬賣買免許税規則等廃止          |
| 1897. 1.     | 農商務省令  | 1   | 獣疫予防法施行細則                        |
| 1897. 3. 25  | 法律     | 12  | 種牡馬検査法                           |
| 1899. 2.     | 農商務省告示 | 4   | 獣疫予防心得                           |
| 1900. 2. 14  | 法律     | 20  | 産牛馬組合法                           |
| 1900. 2. 24  | 法律     | 15  | 飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律                |
| 1900. 3. 27  | 内務省令   | 10  | 飲食物其ノ他ノ物品取締ニ関スル法律施行ニ関スル件         |
| 1900. 4. 7   | 内務省令   | 15  | 牛乳営業取締規則                         |
| 1900. 4. 17  | 内務省令   | 17  | 有害性着色料取締規則                       |
| 1900. 6. 5   | 内務省令   | 30  | 清涼飲料水営業取締規則                      |
| 1900. 7. 3   | 内務省令   | 37  | 氷雪営業取締規則                         |
| 1900. 12. 17 | 内務省令   | 50  | 飲食物用器具取締規則                       |
| 1901. 4. 4   | 法律     | 22  | 馬匹去勢法                            |
| 1901. 4. 13  | 法律     | 35  | 畜牛結核病予防法                         |
| 1901. 5. 30  | 農商務省令  | 4   | 畜牛結核病予防法施行規則                     |
| 1901. 6. 27  | 勅令     | 139 | 獣疫及畜牛結核病予防法ニ関スル費用負担区分            |
| 1901. 7.     | 農商務省訓令 | 18  | 動物保護ニ関スル件                        |
| 1901. 10. 16 | 内務省令   | 31  | 人工甘味質取締規則                        |
| 1903. 6. 30  | 農商務省訓令 | 6   | 「ツベルクリン」交付手続                     |
| 1903. 8. 15  | 農商務省訓令 | 9   | 検査員執務規程 (注：畜牛結核病予防法関連)           |
| 1903. 8. 15  | 農商務省告示 | 169 | 畜牛結核病予防心得                        |
| 1903. 9. 28  | 内務省令   | 10  | 飲食物防腐剤取締規則                       |
| 1904. 12. 27 | 農商務省令  | 14  | 獣医師蹄鉄工免許試験規則                     |

|            |        |     |                      |
|------------|--------|-----|----------------------|
| 1906.1.8   | 農商務省令  | 2   | 牝馬臨時貸下規程             |
| 1906.4.11  | 法律     | 32  | 屠場法                  |
| 1906.4.12  | 農商務省令  | 11  | 獣疫検査規則               |
| 1906.5.13  | 勅令     | 104 | 種牡牛馬種付料ニ関スル件         |
| 1906.6.22  | 内務省令   | 16  | 屠場法施行規則              |
| 1906.6.27  | 内務省令   | 17  | 屠場ノ構造設備標準            |
| 1906.6.27  | 勅令     | 171 | 屠畜取締ニ関スル職員ノ件         |
| 1906.6.27  | 勅令     | 172 | 屠畜取締ノ費用負担及検査手数料ニ関スル件 |
| 1906.12.24 | 勅令     | 317 | 種豚種付料ニ関スル件           |
| 1907.4.1   | 法律     | 42  | 種牡牛検査法               |
| 1907.5.21  | 農商務省令  | 13  | 種畜種付規則               |
| 1907.6.17  | 農商務省令  | 17  | 種牡牛検査法施行規則           |
| 1908.3.7   | 農商務省告示 | 28  | 種牡牛検査法ヲ施行セサル島嶼       |
| 1908.4.13  | 法律     | 51  | 肥料取締法                |
| 1908.8.13  | 農商務省令  | 17  | 肥料取締法施行規則            |
| 1908.9.11  | 農商務省訓令 | 25  | 肥料検査上分析鑑定請求心得        |
| 1909.8.5   | 農商務省令  | 33  | 清国、韓国、西伯リヨリ生牛輸入停止ノ件  |
| 1910.3.18  | 法律     | 1   | 家畜市場法                |
| 1910.12.1  | 農商務省令  | 26  | 家畜市場法施行規則            |
| 1910.12.1  | 農商務省令  | 27  | 牛馬商取締規則              |
| 1911.4.4   | 農商務省令  | 13  | 病虫害予防奨励規則            |
| 1912.5.28  | 内務省令   | 8   | メチールアルコール（木精）取締規則    |

（出典）内閣官報局『法令全書』（原書房による復刻版を使用）及び農商務大臣官房文書課『農商務法令輯覧』中巻（荅）（明治44年）

## 別紙 2 旧飲食物等取締法関連内務省令の概要

(注：丸番号は条文の番号と一致している。)

### (1) 牛乳営業取締規則（明治 33 年内務省令第 15 号）

- ①牛乳等の規格（全乳，脱脂乳及び練乳についてそれぞれの比重及び脂肪割合，並びに練乳については蔗糖及び乳糖割合）
- ②牛乳の搾取及び乳製品の製造についての地方長官の認可，認可した場合の検査
- ③牛疫等罹患牛，分娩 7 日以内の牛からの搾乳の禁止
- ④一定容器の牛乳への使用禁止
- ⑤腐敗した牛乳，③の牛から搾乳した牛乳の販売の禁止
- ⑥乳製品原料として⑤の牛乳の使用禁止
- ⑦⑤の牛乳を使用した乳製品の販売の禁止
- ⑧容器への全乳又は脱脂乳の明記，全乳容器へ脱脂乳を容れることの禁止
- ⑨牛乳営業者の容器，量器，取扱場所の清潔保持義務
- ⑩結核その他の伝染病罹患者の従事禁止
- ⑪伝染性疾病罹患牛の隔離義務
- ⑫地方庁官吏又は衛生技術員の検診権限，耳票等附加権限，耳票等の除去禁止
- ⑬地方長官への③の牛，④の容器の牛乳，⑤の牛乳等の処分権限賦与
- ⑭罰則：耳票等の除去禁止違反は 25 日以下の重禁固，②から⑦まで違反は 25 円以下の罰金，⑧から⑪まで違反は 10 円以下の罰金

### (2) 有害性著色料取締規則（明治 33 年内務省令第 17 号）

- ①有害性著色料の定義：第 1 種＝砒素，バリウム，カドミウムその他，第 2 種＝硫酸バリウム，硫化カドミウム，朱その他
- ②販売用飲食物への有害性著色料の使用禁止
- ③販売用飲食物への有害性著色料を使用した容器包装の使用禁止（ただし，漆等を除く）
- ④第 1 種著色料の化粧品，歯磨，小児用玩弄品への使用禁止
- ⑤砒素を含有する著色料の衣服その他身の回り物品への使用禁止
- ⑥②～⑤に違反した物品の販売，又は販売目的の陳列若しくは貯蔵の禁止
- ⑦地方長官は⑥の物品に関して旧飲食物取締法第 1 条により処分できる。この規則に違反した営業者に関しても同じ。
- ⑧この規則の執行に関し地方長官は旧飲食物取締法第 2 条の職権を行うことができる。
- ⑨②～⑥違反した者は 25 円以下の罰金に処す。

### (3) 清涼飲料水営業取締規則（明治 33 年内務省令第 30 号）

- ①清涼飲料水等の定義：ラムネその他の炭酸含有飲料水
- ②清涼飲料水製造の営業には地方長官の認可（衛生技術員をして，構造，設備，揚水

を検査)

- ③営業者は飲料水に接触する部分を銅、鉛又はその合金で製した容器等を使用してはならない（鍍錫その他の場合を除く）
- ④清涼引用水の製造貯蔵への爹兒色素，薩葛林，有害性芳香質又は防腐剤の使用禁止
- ⑤営業者は，濁濁若しくは変敗したもの，沈殿物あるもの，硝酸等遊離鍍酸，砒素等，爹兒色素，薩葛林，を含有するものの販売等の禁止，有害性芳香質若しくは防腐剤含有するものの販売禁止
- ⑥製造者の氏名，社名，営業所の所在，製造年月日を記載の証紙で容器を封緘の義務
- ⑦営業者の清潔義務
- ⑧結核その他の伝染病罹患者の調整等の禁止
- ⑩この規則の執行に関し地方長官は旧飲食物取締法第2条の職権を行うことができる。
- ⑪虚偽記載の封緘票紙貼用し，改竄した者は25日以下の重禁固
- ⑫無許可営業，③～⑤違反は25円以下の罰金
- ⑬⑥～⑧違反は10円以下の罰金

#### (4) 氷雪営業取締規則（明治33年内務省令第37号）

- ①氷雪等の定義：販売用の氷又は雪
- ②氷雪営業を行おうとする者は地方長官の認可。地方長官は衛生技術員に検査
- ③氷雪の品質の限定：融解水は無色透明，臭味なく，夾雑物僅微を過ぐべからず。  
融解水百万分に対し，格魯兒量は2分，硝酸量は1分，アンモニウム量は0.05分，過マンガン酸カリウム3分，亜硝酸は痕跡なし
- ④氷雪営業者は③に適合する氷雪でなければ飲食用に販売又は貯蔵してはならない。
- ⑤飲食用の氷雪を請売する営業者は，飲食用であるかいなかにかかわらず③に適合しない氷雪を販売又は貯蔵してはならない。
- ⑥地方長官は③に適合しない氷雪に関して旧飲食物取締法第1条により処分できる。
- ⑦この規則の執行に関し地方長官は旧飲食物取締法第2条の職権を行うことができる。
- ⑧②（無許可営業）及び④違反は25円以下の罰金
- ⑨⑤違反は10円以下の罰金

#### (5) 飲食物用器具取締規則（明治33年内務省令第50号）

- ①飲食物用器具の定義：飲食器，割烹具その他の調理器，容器，貯蔵器，又は量器
- ②鉛10%以上を含む金属での飲食物用器具の営業者による製造又は修繕の禁止。
- ③営業者は飲食物に接する部分に鉛を100分の20以上含む合金で鐵<sup>ろうちやく</sup>着し，又は鉛100分の50以上を含む錫合金で鍍布してはならない。
- ④営業者は瑤瑯又は釉薬を施した器具で，醋酸<sup>さくさん</sup>100分の4を含む水で30分間煮沸し砒素又は鉛が溶出するものの製造禁止
- ⑤営業者は鉛又は亜鉛を含むゴムで哺乳器具の製造の禁止

- ⑥②～⑤に違反した飲食用器具の販売等の禁止
- ⑦銅又はその合金で製造した飲食物用器具で飲食物に接触する部分の鍍金属が剥奪し又は固有の光沢を有しないものの営業上の使用禁止
- ⑧地方長官は③～⑤又は⑦に違反した飲食物用器具又はそれを用いた飲食物に関して旧飲食物取締法第1条により処分できる。
- ⑨この規則の執行に関し地方長官は旧飲食物取締法第2条の職権を行うことができる。
- ⑩②～⑦違反は25円以下の罰金

(6) 人工甘味質取締規則（明治34年内務省令第31号）

- ①人工甘味質とはサッカリンその他これに類する化学的製品で含水炭素以外のもの
- ②販売の用に供する飲食物には人工甘味質を加味することができない。
  - ・工口甘味質を加味した飲食物の販売等（陳列、貯蔵）の禁止（次条1,2号を除く）
- ③地方長官は治療上の目的の飲食物の調味に人工甘味質の使用を許可できる。
  - ・前項の飲食物は医師の証明ある者に限り販売授与することができる。
  - ・第1項の許可を受けた者がその飲食物を他人に代理販売又は請売するときはその氏名及び営業所を地方長官に届け出なければならない。
  - ・第1項の許可は地方長官は何時でも取り消すことができる。
- ④前条の飲食物を販売授与するときは容器又は被包を用い、並びにその容器又は被包には「人工甘味質製」の六字を記入しなければならない。
- ⑤地方長官は、許可を受けずに人工甘味質を加味した飲食物を旧飲食物等取締法第1条により処分することができる。本則に違反した営業者に関しても同じ。
- ⑥地方長官は、本則の執行に関して旧飲食物等取締法第2条の職権を行うことができる。
- ⑦第2条、第3条第3項及び第4条違反には25円以下の罰金

(7) 飲食物防腐剤取締規則（明治36年内務省令第10号）

- ①防腐剤の定義（安息香酸等6種）
- ②販売の用に供する飲食物には防腐剤を使用することができない。
  - ・防腐剤を使用した飲食物の販売等（陳列、貯蔵）の禁止（次条1,2号を除く）
- ③第1条に掲げるものは、飲食物の防腐用と称して販売し、又はその目的で製造・貯蔵してはならない。
- ④第2条・第3条の物品に関しては、地方長官は、飲食物を旧飲食物等取締法第1条により処分することができる。本則に違反した営業者に関しても同じ。
- ⑤地方長官は、本則の執行に関して旧飲食物等取締法第2条の職権を行うことができる。
- ⑥第2条、第3条違反には25円以下の罰金
- ⑦施行日（M37.10.1）

⑧左の各号の場合，施行の日から7年間は本則の規定を適用しない。

一，清酒の製造又は貯蔵用に，別に定める限度までのサリチール酸

二，魚介獣肉に硼酸又はその塩類

三，魚介の貯蔵又は運搬のためのサリチール酸

四，前各号により防腐剤を使用した清酒，魚介類若しくは獣肉を販売し，又は陳列し，若しくは貯蔵するとき

・硼酸，硼酸塩類及びサリチール酸に限り，前項の期間，第3条を適用しない。